

第3回佐呂間町議会定例会 第1号

令和元年9月11日（水曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長行政報告
- 4 報告第 1号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 5 認定第 1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について
- 6 一般質問
- 7 請願第 1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願
- 8 請願第 2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願
- 9 議案第 4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 10 議案第 5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 11 議案第 6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 12 議案第 7号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 8号 佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 9号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第10号 佐呂間町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第 1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第2号）
- 17 議案第 2号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第 3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 19 同意第 1号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 20 同意第 2号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 21 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 22 同意第 4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて

- 23 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 24 同意第 6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 25 同意第 7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 26 議員の派遣承認について
- 27 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

1番 山内一弘君	2番 高橋紀久君
3番 船木司君	4番 土田剛君
5番 小松正義君	6番 加賀屋修君
7番 佐藤昭男君	8番 但木早苗君
9番 三田真美君	10番 吉野正剛君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	川 根 章 夫 君
副 町 長	斉 藤 裕 美 君
会 計 管 理 者	安 藤 雅 之 君
総 務 課 長	深 尾 毅 君
総務課長補佐	渡 部 りよ子 君
企画財政課長	玉 井 伸 一 君
企画財政課長補佐	兼 平 茂 雄 君
町 民 課 長	中 村 直 樹 君
保健福祉課長	武 田 温 友 君
保健福祉課参事	斎 藤 博 君
農 務 課 長	安 藤 誠 司 君
経 済 課 長	菊 地 秀 喜 君
経 済 課 参 事	林 洋 樹 君
建 設 課 長	桑 島 孝 之 君
建 設 課 参 事	鶴 田 俊 洋 君
愛の園園長	片 岡 満 之 君
保 育 所 長	大 谷 昭 文 君

教 育 長	仲 川 倫 則 君
管 理 課 長 兼	
学 校 給 食	谷 口 義 春 君
セ ン タ ー 所 長	
社 会 教 育 課 長 兼	
武 道 館 ・ 温 水	久 米 修 一 君
プ ー ル 館 長	
図 書 館 長	志 賀 克 浩 君
農 委 事 務 局 長	安 藤 誠 司 君
代 表 監 査 委 員	川 又 則 之 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 英 樹 君
庶 務 係 長	飯 田 篤 史 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉野正剛君） ただいまから令和元年第3回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。

本日の欠席及び遅参届け出等の議員はございません。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本定例会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案10件、同意7件、認定1件、報告1件、議会よりの提出案件、請願2件です。

本定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成30年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。別紙お手元に配付のとおりです。

前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 次に、8月27日、北見市において網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会総会が開かれました。その報告があります。

4番。

○4番（土田 剛君） それでは、報告いたします。

去る8月27日、北見市で開催されました網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会総会に私が出席しましたので、その内容につきましてご報告いたします。

報告第1号 平成30年度事業報告、報告第2号 平成30年度会計決算報告、報告第3号 平成30年度会計監査報告が行われ、全て承認されました。次に、議案第1号 令和元年度事業計画案、議案第2号 令和元年度会計予算案が提案され、これも全て承認となりました。令和元年度事業計画におきましては、管内の林業、林産業等の振興、活性化促進のため、林政全般の政策関連課題や政治課題について関係機関と連携を図り、課題解決に向け取り組むことを主眼に、要請、要望活動、森林政策の積極的な推進と森林資源を生かした地域の活性化に向けた事業の構築など、5項目の事業計画並びに4点の活動計画に基づき活動

を行うこととしております。また、令和元年度予算総額は146万7,000円、前年度より2万5,000円の増となっております。なお、本町の負担額としては、前年度と同額の道負担金分1万円、連絡会負担金分3万円の計4万円となっております。総会終了後には「北海道国有林の森林林業に関する取り組みと林野施策並びにオホーツクの森林と水のつながりについて」と題した北海道森林管理局常呂川森林ふれあい推進センターの南所長による講演が開催され、北海道における森林整備の推進や国有林野事業の現状、本年度から創設された森林環境税及び森林環境譲与税と森林経営管理法の概要について、さらにオホーツクの森林と水源涵養の重要性などについての講演がありました。

以上で、簡単ではありますが、林活議連の報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、加賀屋議員、7番、佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの3日間に決定をいたしました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長（吉野正剛君） 日程第3、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申し出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） 前臨時町議会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、農作物の生育及び収穫状況等についてであります。作物の成長期に安定した天候に恵まれ、農作物の生育は平年より進み、秋まき小麦の収穫作業は8月1日で終了し、作付面積640ヘクタールのうち2ヘクタールにつきましては小麦なまぐさ黒穂病により収穫前に廃耕としましたが、全体では少雨の影響もなく、収量は平年を上回る結果となりました。収穫時期を迎えておりますカボチャは、高温による着果不良の圃場もありましたが、収

量は平年並みを見込めるとの報告を受けております。ビートは、生育が順調で増収が見込まれ、今後も安定した天候を願うところであります。飼料作物は、牧草の1番草収穫は平年並みであったものの、2番草は成長期の高温少雨の影響で生育は停滞し、減収となりました。刈り取り作業が始まりましたデントコーンは、平年並みの収量見込みであるとの報告を受けております。

酪農の受託乳量は、大規模農業法人で搾乳牛の増頭が進んだことにより生乳生産が伸びているとの報告を受けております。また、個体販売につきましては、牛肉価格及び市場価格は前年度を下回るとのことです。

次に、漁業についてであります。ホタテ採苗事業は順調に進み、数量は十分確保できる見込みであるとの報告を受けております。外海ホタテ漁業は、C海区で9,300トンの漁獲計画に対し、6月の1隻23トン体制から現在は25トン体制で操業し、8月21日時点で5,216トンと計画の52.2%を水揚げしておりますが、麻痺性貝毒により7月9日から19日までの11日間にわたり操業停止となりました。オホーツク海全体では、昨年度実績26万6,000トンに対し、本年度29万7,000トンと対前年比111%の計画で操業しております。浜値ではキロ単価138円の計画に対し、平均単価180円で推移をしており、輸出動向にもよりますが、おおむね計画を達成できる見通しであります。生産増となりましたホタテ加工製品は、歩どまりがよく、昨年を上回る見通しであります。養殖ホタテ漁業の漁獲量は、おおむね計画どおり1,700トンが見込まれております。マス小定置網漁業の漁獲量は、8月21日現在で対前年比112%の47トンとなっており、さらなる来遊増に期待しているところであります。また、サケ定置網漁業は、例年どおり9月4日から操業しており、大定置網1カ統、小定置網1カ統が敷設され、本年のオホーツク海中部地域のアキサケ来遊予想は前年対比131%と見込まれており、今後の漁獲に期待をしているところであります。

次に、公共事業の執行状況についてであります。令和元年度町が執行を計画しております主な工事と委託の事業件数につきましては39件で、事業費の総額は5億7,700万を予定しております。現在までの発注状況は34件で4億2,800万円であり、発注率は件数で87%、金額で74%となっております。現在各町道や公共施設において改修工事を行っておりますので、町民の方々には何かとご不便をおかけいたしておりますが、協力をお願いいたしております。

次に、本定例会に提案した提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案10件、同意7件、認定1件、報告1件であります。予算の補正提案につきましては、令和元年度佐呂間町一般会計補正予算、令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算の3件であります。次に、条例の制定及び一部改正についてであります。条例の制定につきましては第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の3

件であります。条例の一部改正につきましては、佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例、佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、佐呂間町簡易水道事業給水条例、佐呂間町公共下水道条例の4件であります。次に、同意につきましては、教育長の任命につき同意を求めることについて、教育委員の任命につき同意を求めることについて、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてが5件の合計7件であります。次に、認定につきましては、平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についてであります。次に、報告につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告及び提出案件の概要説明は終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、報告第1号をご説明いたします。議案書の一番最後になります。

報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について。

（朗読部分記載省略）

健全化判断比率と資金不足比率につきましては、平成30年度佐呂間町一般会計の決算に基づく健全化判断比率と公営企業会計に関連する2つの特別会計の資金不足比率であります。

最初に、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、一般会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、本町は実質収支額が黒字となることから、赤字比率としてはあらわれてきません。次の連結実質赤字比率につきましては、佐呂間町全ての会計の収支を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、一般会計と6特別会計を合算した実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、これも本町は全会計において実質収支額が黒字となることから、赤字比率としてはあらわれてきません。次の実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、一般会計が負担する元利償還金や公営企業会計関連の元利償還金に対する繰出金など、標準財政規模に対する比率の3カ年平均であり、18%を超えると起債の借りに際して国の許可が必要となり、25%を超えると単独事業に係る起債が制限されます。本町につきましては6.1%であり、前年度の5.7%から0.4ポイント上がっておりますが、これは普通交

付税の減少により標準財政規模が減少したことが大きな要因となっております。将来負担比率につきましては、一般会計の借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担金など、平成30年度末時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、この比率が高い場合は今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。本町につきましては、将来負担額に対して控除できる基金の額や地方債残高に係る地方交付税措置額の合計が大きいため将来負担額が確保されていることとなり、比率としてはあらわれてきません。本町の財政規模に応じた各比率の早期健全化基準は、括弧書きで記載のとおりであります。

次に、資金不足比率についてご説明いたします。この資金不足比率につきましては、公営企業会計に係る資金不足比率でありまして、本町では簡易水道特別会計と公共下水道特別会計が対象となります。公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、備考欄に記載しております経営健全化基準20%以上となった場合は会計ごとに経営健全化計画を策定し、国、道に報告しなければならないものであります。公営企業会計に関する本町の特別会計2会計とも平成30年度決算に基づく資金不足は生じておりませんので、比率としてはあらわれてきません。

なお、監査委員の意見といたしまして、別冊のとおり平成30年度佐呂間町財政健全化審査意見書と平成30年度佐呂間町経営健全化審査意見書が提出されておりますので、後ほどご照覧願います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これで本案は報告済みとし、報告を終わります。

◎日程第5 認定第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） 認定第1号をご説明いたします。議案書は、1枚戻っていただきたいと思っております。

認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について。

（朗読部分記載省略）

監査委員より令和元年8月30日付で別冊、平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算審査意見書が提出されておりますので、朗読して説明にかえさせていただきます。別冊のほうになります。

平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算審査意見書の提出について。

(朗読部分記載省略)

次の項目、4、会計別収支の状況、5、財政運営の状況、6、一般会計歳入歳出の状況、7、特別会計の収支状況、8、財産に関する調書につきましても記載のとおりであり、朗読、説明は省略させていただきますので、後ほどご照覧ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りをいたしました名簿のとおり指名をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りをいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時35分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に土田委員、副委員長に但木委員が選任されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 一般質問

○議長（吉野正剛君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、回数に制限を設けておりませんが、質問に当たっては質問要旨を具体的かつ簡明にお願いしたいと思います。

8番。

○8番（但木早苗君） それでは、通告順に従って、質問を始めたいと思います。

まず、1点目であります。運転免許証を返納しても住み続けられるまちづくりについてであります。近年高齢ドライバーによる事故の多発に伴い、運転免許証の返納が話題となっています。しかし、なかなか進んでいないという報道も耳にするところでもあります。車が生活の一部にもなっている今日、高齢者にとって免許証返納は生活を大きく変えることになってしまうことにもなりかねない、そのことが決断をおくらせる一つの要因になるとも考えられます。また、9月6日付の道新に運転中止で要介護リスク倍増という記事も目にしたところでもあります。このことから返納して解決ではなく、その後もこの町で安心して住み続けられるための公共交通機関のあり方も含めたまちづくりを考えていかなければならない、今そういう時期に来ていると思います。町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） お答えをさせていただきます。

運転免許証を返納しても住み続けられるまちづくりについてであります。本質問につきましては、平成30年第1回定例会においても但木議員より質問をいただいたものと思いますが、改めてお答えをさせていただきます。まず、最近特に報道されております高齢ドライバーの事故については、大変憂慮すべき問題と考えておりますが、北海道内の事故状況から申し上げますと、事故の第1当事者については40代が最も多く、続いて30代、50代となっており、遠軽署管内においては50代が最も多く、高齢者、65歳以上の事故が特に多い状況にはなっていないのが現状であります。

次に、本町における高齢者の免許証の自主返納者でありますけれども、過去5年間で20名の方が返納してございます。内訳につきましては、平成26年が3人、27年が2人、28年が3人、29年が3人、30年になりまして9人となっております。昨年は増加しており、9名は議員ご指摘のとおり報道等によるものと思われております。しかし、免許の自主返納につきましては、地域性や家族構成、身体の状況などさまざまな事情があることから、一概に年をとったら返納しなければならないとは考えておりません。それぞれの状況、状態においてみずから、また家族や身近な方に相談し、助言をいただいた中で返納していただければと考えているものでございます。

私は、役場が高齢者の運転は危険なので、運転免許証を返納しなさいと促すことはすべきでないと考えております。今自動車業界では、数年後の普及を目指して自動運転の研究開発を盛んに行っております。さらに言うと、日本以外、欧米ではレベル3というほぼ自動運転の車の普及も始まっているものでございます。自動運転の車が数年後には日本にも走って

いる状況がすぐそこまで来ているものと考えてございます。そのとき免許を返納した人は、たとえ自動運転といえどもこの車を運転することができなくなるわけでございます。さらに、数年前より車の前後についてセンサーによって自動ブレーキが働き、衝突を回避する車の時代にもなっております。国土交通省では新車への自動ブレーキ搭載を義務づける方向で検討している旨の記事が今月3日に載ってございました。装置に求める性能や義務化による時期を自動車メーカーと協議し、年内に結論を出すということでございます。これは、時期を待たずに早ければ来年にも義務化されるものと考えているものでございます。このような状況において私から免許を自主返納しなさいと促す状況にないこと、その上で運転免許返納後の交通対策を検討することは今後進めなければならないというふうに考えてございますけれども、公共交通という部分で議員からも大きな自動車が運転しなければ公共交通の車も整備をしなければならない、こういう部分が出てございますけれども、今現状月曜日から土曜日まではふれあいバスの運行、週1回決められた地域に限定でございましてけれども、ふれあいタクシー等により町内くまなく網羅しております。これ以上のことはできないというのが現状でございましてけれども、2キロ圏域の方々が地域の中では助け合いなり、営業のタクシーもワンコインで走れる程度の部分で運行ができるということで、買い物なり、通院等はできる限りこういうものを利用していただき、自主的な免許の返上を私といたしましても促したいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） これまでもいろいろ公共交通機関に関する質問はしてきたところですが、また自主返納の質問もしてきたところですが、なかなか答弁は変わらないのだなというふうに今町長の答弁を聞いて感じたところであります。

町が自主返納を勧めることはできないと言いますけれども、高齢ドライバーの親を持つ家族にしてみましたら、なかなか家族のほうでも返納したほうがいいのではないかということは言いづらい、言えない。親の生活環境が大きく変わってしまうし、高齢の親もなかなかすんなりと返すということにはならない。そういうことも悩む家族支援体制整えるというふうな新聞報道もありました。家族もやっぱり悩んでいるのです。そういうところに町は寄り添っていかねばいけないのではないのでしょうか。町は返納を勧められないとすっぱりと言い切ってしまったら、悩む家族はどこへ相談すればいいのか。事故を起こしてからでは遅いのだと思うのです。そこのところに、町としてもそういう悩みを抱えている家族に寄り添う気持ちというのはやっぱり必要なのではないのでしょうか。私はそういうふうに思いますが、町長はやっぱりそこはもう家族に任せるよと言い切ってしまうのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 町長部局の中から家族のほうに行って、もう車は運転しないでほしいと言うことは、僕はこれは絶対できないというふうに思っております。議員の皆さんから

持っていったらどうでしょうか。置きかえて、町長でなくて議員の方が家族のほうに行って、やめなさいと言うことではなくて、私はこれからの時代、いろんなブレーキ性能の問題、自動運転がどんどん開発をされるということでもありますし、もう一つは買い物なり、通院の部分ができなくなるというような一つの部分がございすけれども、今社協がいろんな展開をしております。これは宅配なり、車の運転ができなくなった中でも透析やそれらを含めての車も週3回それぞれがごさせていただいて、免許の返上ではない、車に乗れない方々のそういう状況も町ばかりでなくていろんな団体で行っております。さらには、これは町の消費拡大にはならない部分があるのですけれども、生活全般を含めて、有料でありますけれども、トドックさんがいろんな部分の中で配達もしているものでございす。ぜひそういうことを全員が地域ぐるみで支えていく、こういうことが僕は大切であるというふうに思っております。したがって、運転免許のこれは70歳で返上するのか、90歳で返上するのか、運転ができなくなった姿を見て、町長がぜひ運転やめなさいと言うことはできないということをぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 町長に免許証返納せよと言ってほしいと言っているわけではないのです。当事者が免許証を返しても、この町で安心して暮らせるまちづくりをしなければいけないのではないかと、私はそう思って今質問しているのです。町長に高齢者だから免許証返せと言ってほしいと言っているわけではないのです。遠くに離れている子供たちも佐呂間町だから親だけでも、免許はなくてもここで暮らしていけるのだと思える、そういうまちづくりをしてほしいと私は言っているのです。だから、町長が返せと言うのではなくて、悩んでいる家族もどこへ相談したらいいのか。では、町に相談してみよう、そういう場も欲しい。家族や当事者に寄り添ってほしいと言っているのです。それが町の仕事ではないでしょうか。

そして、ふれあいバスができたときには、医療バスということで病院にしか行けないということの始まりではありました。しかし、今全国を見ても、さまざまな地域でコミュニティーバスが広がっています。それは、その地域でどう公共交通機関を運用していくか、そういうことが考えられているからではないかなと思うのです。最初は医療バスからのスタートではあったけれども、今そうした全国の中でのコミュニティーバスの広がりを見る段階で、もう少しそこを一步町にも陸運局なり、国なりにも踏み出してほしい。最初はそうであっても、地域は今こういう状況だと。高齢化も40%近くにもなっていると。そういう中で、この地域で暮らしていくためには何が必要か。医療バスから少し一步踏み出て改善したふれあいバス、公共交通機関のあり方というものもやっぱり考えていかなければならない、町にもそこは取り組んでいただきたいというふうに思います。

どうでしょう。寄り添うというところでは、町長と私の考え方は違うのですけれども、寄り添う、そこが町の仕事だと思うのですが、いかがですか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 寄り添う中で、今の但木議員の質問と僕の答弁がちぐはぐになるという部分の中で、僕は町のほうに相談に来て、身寄りもない、そういう人が車がだんだん乗れなくなった。そういう部分については、町のほうに相談に来れば、きちっとそれはやめたほうがよろしいですよということは言います。私のほうから言うということのそういう意見があったものですから、触れ合いの地域が寄り添いにするという部分の中で、私は相談に来ればうちの担当も含めてきちっとそれだけの対応ができるものというふうに思っています。

もう一つのふれあいバスの運行の状況ですけれども、これは運行すればするほどそういう状況が出てくる。当時の民間バスが全て廃止しまして、町がこれだけのバスを持ちながら全てを賄うのは、一つの限度がございます。これは陸運法の部分がありますけれども、今医療も買い物も含めてよそに出ていくことは可能です。私は、今の運転ができない方々が北見、遠軽に行くのではなくて、ぜひ地元で買い物してほしい、これが一つの考えです。運転ができなくなったから車に乗って買い物に行くという、僕はちょっと違うのではないかなというように気がしておりますし、もう一つは医療のバスが行ったとしても、そこから買い物のところまで行くまでバスを回してくれと。こういうものも僕は本末転倒と言ったらおかしいのですけれども、やっぱりそこは自分でお金を払って買い物に行く、そういうことをしていかなければ町全体の財政も含めて大変な状況になるということで、地域限定のふれあいバスはほかの町村でやっている、この地域でやっているというのがあるのですけれども、それは基本的には民間のバスが走っていて、行政としてその不足のところだけに回すという形でやっているところもあるのですけれども、私自体はそこは佐呂間のまねをしているのではないかと、そんな感じで理解をしておりますし、1週間に1回のふれあいタクシーも頻繁に利用していただいておりますので、そこを大いに利用していただきたい。

もう一つは、2キロ圏域は、今バスは、ふれあいタクシーも行っておりませんが、この2キロ圏域、特に宮前、西富の公住周辺の方々が大変だという形でいけば、今ハイヤーのほうもワンコインで乗れる状況になっておりますので、ぜひそういうものも利用していただきたいということで、今言いましたように私が返納のところに行ってやめなさいと言うことが私はそういう意見ととれましたので、答弁をしたところでございますけれども、そういう身寄りのない人が町なり、私のところに来たときには、その状況を見て、それはぜひ自主返納がしたほうが良いよと、そういうことはしっかり伝えさせていただきたいと思っています。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） なかなかかみ合わないのだなというふうに町長の答弁を聞いて思ったです。町長は、私がふれあいバスや何かの質問をしたときに、必ず買い物は町でしてほしいというようなことを答弁します。それと私が言っているのは全く観点が違います。私は、

免許証がなくてもこの町でしっかりと自己完結できる、そういうような生活ができる、最後までこの町で生活して生きていける、そういうまちづくりをしなければならない時期に高齢社会を迎えて必要ではないのか。例えば低家賃住宅2棟建てました。そうやって入った方がいます。そうやって町の中へ来て、その方たちは町で病院にも行ったり、お買い物もできるようになりました。そういうまちづくりで、バスは北見に週2回、遠軽に3回ですけれども、必ずしもみんな買い物に行きたいからそこに乗っているわけではないし、病院に通院もしています。だけれども、日曜日は走りません。では、お友達のところ遊びに行きたいといってもなかなか行けません。そういうことも考えて、高齢になってもこの町でちゃんと自分が生活していける、行きたいところに、お友達のところに行ける、そういうような交通機関の考え方が必要ではないのか、そういう観点で私はこういう質問をこれまでもしてきたのです。

町長の答弁をずっと聞いていると、このままでいいのだと、車の性能もよくなったと、そうはおっしゃいますけれども、車の性能がよくなって、自動運転、ぶつかりそうになったらとまりますよ、そんな装置ができたとしても、この間自動運転で事故もありました。必ずしもそれが100%安心なものとは言えないと思うのです。そういう中であって、このまちづくりをどう考えるかというときに、やっぱり住民の足というのは外して考えられないと思うのです。ですから、陸の孤島になってしまうような交通機関のあり方でいいのか、そこがいつもひっかかる場所なのであります。

デマンドタクシーも地域で曜日が決められていますから、そこの地域の人たちは週1のデマンドタクシーの利用になります。そういうところも行きたいときにいつでも使えるような、そういう仕組みができないのか。例えば循環バスを出したらどうなるのか。ふれあいバスが走らない路線の向こう側にいる人たちの足の確保はどうするのか。デマンドタクシー週1だけで本当にそれでいいのか、そういうことも全体的な足の確保というのをこれから考えていただきたい。親身になって一緒に考えていただきたい、そういうふうに思っているのです。いかがでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 今僕とかみ合わないというのはあるのですけれども、これからの高齢化社会、地域で住んでいる、これ免許の返上ではなくて地域の中で住んでいる方々の対応ということになるのですけれども、私は基本的にはみずから除雪も含めて時間の中でお金を出すような、こういうことも考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。今シルバー人材のほうで町内の除雪なり、庭木の剪定までしていますけれども、これはただではありません。時間給でお金を払ってやっております。高齢者の方ですから買い物に来るのもただで来なければならぬ、そういう時代は僕は、1週間に1回です。それはただで来れます。途中途中で私は買い物に行きたい、お友達とお話をしたい、こういうときにはみずからお金を払ってやるような社会でなければ、私自体町は本当にパンクをしてしまう、そういうこともぜひ議会の中でも検討していただければというふうに思っ

おります。今一般質問で町長と但木議員との部分ですけれども、将来的なそういう部分の中では全体を含めて考えていかなければならない時期にも来ているということでありましてけれども、今の現状から私自体はそんなに大きくは高齢者福祉の部分で後退しているとは考えていないこともお伝えし、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） それでは、そういうまちづくりに関しては、町長は今後一切考えていくことはないという捉え方でよろしいのでしょうか。今までで十分だよということで町長は考えているというふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 今のデマンドタクシーの話、そしてふれあいバス、町内6路線走っております。町外は2路線ということでありまして、今質問の中でこの路線の維持はしっかりやっていく考えでありますし、今子供の数もどんどん少なくなってきて、全体の中で大型のバスが本当に必要かどうか、こういうことはこれから検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、質問がありましたようにデマンドタクシーを必要に応じて一人一人のために出す、そういうことは今後の状況の中でも考えていない。もう一つは、遠軽北見路線の遠軽厚生病院、共立病院、さらには北見は日赤、道東の森総合病院、これ以外の場所についても現状の中で運行の拡大は考えておりませんし、日曜日の状況につきましてもバスの運行、町内全てがお休みしてございますので、そういうことも含めて今の状況の中では考えていないということも含めてご理解を賜りたいというふうに思っています。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 町の仕事は住民の福祉の向上、そういうこともうたっております。本当にこの町で安心して暮らせるまちづくり、町長は今考えていないということでありましてけれども、きょうはこれ以上の進展がない、答弁は進展がないと思っておりますから、1点目の質問はここで終わりますけれども、お願いしたいのはやはり住民に寄り添ったそういう足の確保をぜひとも考えていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、2点目に入りたいと思っております。今超高齢化社会と言われ、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用等、高齢者の活躍できる場がふえる一方、高齢に伴う難聴対策に対しては光が当てられていないのが現状ではないでしょうか。聴力が規定以下で身体障がい者の認定を受けた場合、障害者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受けることができますが、加齢による難聴などはほとんどの場合規定聴力に該当しないため、法による補助の対象外となります。厚労省が出しました介護予防マニュアル改訂版でも高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を挙げ、対策を求めています。また、難聴の放置が認知機能を低下することもわかってきました。障がい者手帳を持たない高齢者であっても、補聴器購入に対して補助を実施している自治体も全国で出てきております。管内では北見市が補助を出し

ていると思います。このことから聞こえの支援をぜひともこの佐呂間町でも取り組んでいただきたく、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 議員ご質問の加齢性の難聴者への聞こえの支援についてでございます。加齢による身体能力の低下の一つに聴力レベルの低下が進み、集団の中での会話や物音が聞こえにくくなることによって、外出を控えて自宅中心の生活になる実態が見受けられ、人との交流が減り、会話も少なくなるために認知症を発症するリスクが高まることが指摘されているのが事実でございます。一度低下した聴力レベルは、服薬等の治療によって回復することは困難なものであることから、日々の生活に支障を来すような場合は補聴器を使用することになりますが、聴力レベルの低下を加齢によるものと諦めてしまう傾向にあることも事実であります。今後の介護保険制度や高齢者福祉では、介護予防に重点を置いた施策の展開が求められており、在宅で充実した生活を送る健康寿命の延伸に向けて、加齢性難聴者への支援についても重要なものと認識しているところでございます。しかし、現段階において加齢性難聴のため自宅に引きこもり、認知症発症のリスクを持っている高齢者がどの程度いるかは的確に把握していないのが現状でございます。福祉介護関係者で開催しております地域ケア会議やケアマネ連絡会議におきまして、外出を控えている方の実態や補聴器を必要としている方の把握をするため、ひきこもり予防対策等について協議を検討してまいりたいと考えているものでございます。

さらに、要旨の一つが補聴器の購入に対し何らかの補助制度を設けてはどうかと、北見市も行っていると、こういうこともお伝えをされたところでございますけれども、現状はこの補聴器も個人差があり、自分に合うもの等々を判断をし、購入をするというのが実態でございます。全てが今自己購入で行っているのが事実である。議員の趣旨もよくわかるわけでございますけれども、令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画に向けても実はこの難聴の部分も検討してまいるといってお伝えをさせていただき、答弁とさせていただきます。ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 実態調査をしながら、介護保険の第8期の計画に検討するという答弁を前向きな答弁だというふうに受けとめて聞いておりました。確かに外国ではこの難聴は、医療のほうできちんと保険が受けられるようではありますが、日本はそうはなっていないということで、本当に高い補聴器なので、できるだけ第8期の計画の中で加齢による難聴者対策を組み入れていただき、せめて検査だったり、それから支援だったり、補助だったり、そういうところへ一歩踏み出していきたいと思います。

この補聴器というのは、本当にピンからキリがありまして、すごく高いものから安いものも、安いといっても10万代ですから、なかなか低所得者の人たちにとってみれば大変なものになります。また、煩わしさや何だかそういうものもあって、なかなかつけないという方

もいるようではありますが、聴力が落ちるのも30代から始まるというふうに専門の先生はおっしゃっています。だから、ここにいる皆さんも少しずつ聴力が落ちている年代です。やっぱり早期発見というのも大事なことになるかと思えます。また、医療費の抑制にもつながっていく、広い目で見ればつながっていくかと思えますので、ぜひ前向きに、この対象者をもどの範囲までするかというところも、全国では数少ないにしてもそういうところを参考にしながら、ぜひとも町でも取り組んでいただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 今町長のほうからありましたように、地元の地域ケア会議、それともう一つあるのはケアマネジャーの連絡会議というのがあって、その議題として取り上げて、ここはなるべく早くにどのくらい本当に必要としている人がいるのか、そこを調査しつつやっていきたいというふうに考えてはいるのですが、今議員が言うように例えば30万、40万というような補聴器までを町が助成してやるというのはちょっと違うのかなというのは、そういう補聴器になれば逆に身体障がい者の手帳の申請をしていただいて、その制度の中でやっていくというのも一つの方法かなと。相手によって、それは人によってそれぞれの考え方はあろうかなというふうに思います。その上で調査した中で、総合計画の中に事業として入れるほどのものになるのかどうかもこれは検討しないとわからないというのは、北見市のほうに聞いても今与えているのはポケット型という補聴器を買う経費を助成していますと。そこは3万円から4万円のものなのです。実際に北見の担当課長に聞くと、今はクレームが多いと。何十万円もする個人の耳に合った補聴器をまちが助成していくということにはなりませんと。まちができるのはポケット型までなので、それでできないということで希望がないのであれば、そこは申請されても出せませんよというのが今実態ですということで、実際には3万から4万円ぐらいのポケット型ですから、耳の中に入れるやつもちょっとあるのですけれども、それをやると。それと、もう一つ問題になるのは、病院に行って診断書を持ってきてくださいではかなり本人負担がふえるので、そうではなくて、北見市には補聴器センターという補聴器を売っているお店屋さんが4軒、5軒あるのですけれども、そこ行って証明書をもらおうと。証明書をもらおうということは、そこで買うことが前提になるので、そういう中でやっていますと。北見市の人であれば、さっき言ったように簡単に行ってそこで証明をもらってということになるのでしょうかけれども、動きが悪くなった高齢者が北見へ行って、補聴器センターまで行って、さらに証明をもらって、佐呂間で申請して、その上でまた北見に買いに行けるのかという問題もあって、実際に地元でどこまで対応できるのか、そこら辺も含めて制度を設計していかなければならないことだなと。そのことによってひきこもりになるということは、やはり防止しなければいけないですから、積極的に考えたいとは思いますが、多々の問題が今あるなど。

それと、実体験として、今助成はしていないのですが、町に相談に来る方で耳の遠い方に地元の電気屋さんでポケット型のやつが安くてあるので、買ってくださと実際に言って、3回ほど使って、4回目からはもう使わないのです。その3回、4回しか使わな

ったことのために町は助成していいかという問題もあって、ここは問題がかなりあるので、今言ったケア会議ですとかケアマネジャーの会議の中で一度詰めさせてもらって、そういう中で声を聞いた中で必要だということがどこまであるのか、そこも含めて判断させていただきたいと思っていますので、ご理解願います。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 確かにポケット型というのは雑音も拾うので、本当に嫌がって、私の知っている人も外して、全く聞こえない。聞こえないほうがよかったのでしょうかねと思うぐらい補聴器をしないで、全く聞こえない人もいましたけれども、それでもこういう制度があることで早くから自分の聴力に関して関心を持っていく。そして、高齢になっても外へ出ていく機会、生活の質を落としていかないということが将来に向かって元気に過ごしていけることになるのかなというふうに思います。先ほどの1点目の足の確保もそうですけれども、この難聴もそうですけれども、高齢になっても生活の質を落としていかないという手助けを町がしていく、そういうことが求められるのかなというふうに思いまして、この質問にもなりました。

今回加齢による難聴のことに关しましては、私も初めての質問ですし、全国では東京のほうが、区のほうが進んでいるのかなというふうに思いますけれども、町のほうでもさまざまなところの取り組みを検証しながら、町に合ったいい方法を見つけていただき、高齢者が安心して生活できる一つの手だてというところで取り組んでいただきたいというふうに思います。

課長、どうでしょう、保健福祉課長。その辺は今後介護保険の第8期の計画の中で進めていくということでもありますけれども、もちろん課長がその担当部署になると思いますが……参事の意見も聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 町といたしましては、介護予防として要介護状態の軽減や悪化の防止だけではなく、やはり高齢者が地域で再び自立して生活することができるよう介護予防サービスを効果的に提供しながら事業を進めているというところではあると思ひます。議員のご指摘のとおり、高齢者のひきこもりの要因が聴力の低下があると言われておりますので、高齢者においては高齢化に伴いさまざまな原因で外出する頻度が少なくなるだとか、どうしても日中の生活が自宅へと狭くなっていく状況にあるというところで、聴力が回復すれば外出の頻度もふえ、生活全体も活性化させることができる、介護予防にもつながると考えてはおりますので、こういった予防の事業は展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） それでは、これで私の一般質問を終わりますけれども、ぜひとも町にあっては高齢になっても生活の質を落とさず、この町で安心して暮らせる、そういうまち

づくりに取り組んでいただきたいということを述べまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 以上で但木議員の一般質問を終わります。

以上で通告のあった質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 請願第1号及び日程第8 請願第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願及び日程第8、請願第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願を一括議題とします。

議案を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 請願文書表。請願第1号、提出議会、令和元年9月11日（第3回定例会）、受理年月日、令和元年7月29日、件名、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願、請願者、北見市常盤町5丁目7の5、オホーツク勤労者医療協会医療労働組合執行委員長、古川太一、紹介議員、但木早苗。

要旨につきましては、別紙のとおり請願文を添付しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、請願第2号、提出議会、令和元年9月11日（第3回定例会）、受理年月日、令和元年7月29日、件名、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願、請願者、北見市常盤町5丁目7の5、オホーツク勤労者医療協会医療労働組合執行委員長、古川太一、紹介議員、但木早苗。

要旨につきましては、別紙のとおり請願文を添付しておりますので、省略させていただきます。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 請願第1号及び請願第2号について紹介議員の説明を求めます。

8番。

○8番（但木早苗君） それでは、請願第1号、請願第2号について説明をいたします。

請願第1号は介護従事者について、請願第2号は看護師についての処遇改善のために、ともに全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願となっております。介護従事者、看護師については、全国的に人員不足が深刻な問題となっております。佐呂間町におい

でも例外ではありません。このことは、既に皆さん周知のことです。その理由としては、低賃金、過重労働が大きな要因と考えられますが、利用者、患者の安全及び介護、看護の質を確保するためにも賃金底上げによる処遇改善、人材確保と体制強化を実現すべく、この2つの業種においては従来の都道府県別最低賃金を基本とするのではなく、地域間格差をなくすための全国を適用地域とした最低賃金によって、さらに他業種と混同することによってこれまでのように低い賃金設定とならないよう介護従事者、看護師については特定最低賃金を新たに設定するよう求めるものであり、これらの実現のために国に対し意見書の提出を求める内容の請願となっております。

以上、簡単ではありますが、請願第1号及び請願第2号の説明を終わります。

○議長（吉野正剛君） これから請願第1号、請願第2号の質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号については、総務福祉常任委員会に審査を付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願及び請願第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願については、総務福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

◎日程第9 議案第4号及び日程第10 議案第5号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第10、議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第4号と第5号は関連がございますので、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第4号からご説明いたします。議案第4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

初めに、議案関係説明資料の条例関係資料番号6、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要によりましてご説明を申し上げます。改正法の概要であります、地方

公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付についての規定を整備することとされたところであります。

会計年度任用職員制度導入の背景といたしましては、地方の厳しい財政状況が続く中、全国的に臨時、非常勤職員の数が増加傾向にあり、より適正な任用、勤務条件を確保することが求められてきたことから、国では地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、新たに会計年度任用職員の任用等に関する制度の創設並びに給付に関する規定を整備するため、平成29年5月に法律の一部改正を行ったところであります。

適正な任用等の確保を行うための地方公務員法の一部改正では、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化に対する改正と一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が図られ、今までは法律上一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、新たに会計年度任用職員に関する規定を設け、制度の明確化を図るとともに、地方自治法の一部改正では会計年度任用職員に対する給付の規定を設けるなどの改正を行ったところであり、今回これら改正法の規定を受け、条例の整理を行うものであります。

続きまして、資料番号5、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例並びに第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定趣旨につきましてご説明を申し上げます。ただいまもご説明いたしましたが、今回の法改正につきましては非常勤職員等の適正な任用の確保などを目的とした会計年度任用職員制度の創設により、会計年度任用職員の勤務条件を規定するため条例を制定するものであります。これまで各地方公共団体がさまざまな法的根拠で任用を行ってきた非常勤職員が会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行することとなり、この会計年度任用職員につきましては1会計年度を超えない範囲で任用される職員とされ、本町の嘱託職員を初めとする非常勤職員は、原則本制度へ移行することとなります。

制定内容であります。地方公務員法の一部改正により創設されました会計年度任用職員制度であります。改正法第22条の2第1項第1号におきましてその1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間に比し短い時間であるもの、いわゆるパートタイム勤務者を第1号会計年度任用職員、また同項第2号におきましては1週間当たりの勤務時間が常時勤務を要する職と同一のものであるもの、いわゆるフルタイム勤務者を第2号会計年度任用職員とされておりますことから、制定する条例におきましても第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例と第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の2本立てで制定することとしております。なお、制度上、第1号会計年度任用職員に対しては報酬、期末手当、費用弁償を支給することとされ、第2号会計年度任用職員に対しては給料、手当、旅費が支給されることとなります。

それでは、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例よりご説明をいたします。まず、(1)、趣旨、定義に関しましては、第1条、第2条で定めておりま

す。

(2)、報酬に関しましては、第3条、第4条、第9条関係になりますが、第1号会計年度任用職員の報酬につきましては、一般職との均衡を踏まえ、報酬の上限設定と支給方法を定めております。上限額につきましては、月額にあつては30万円、日額にあつては1万7,000円、時間額にあつては2,500円と定め、これらの範囲内で規則におきまして定めることとしております。また、交通指導員につきましては、今まで特別職非常勤職員として委嘱しておりましたが、今回の改正法による特別職非常勤職員の任用の厳格化により、地公法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員としては任用することができないとの判断が示されたため、第4条におきまして第1号会計年度任用職員とし、年額報酬を定めるものであります。なお、この条例で定めます報酬額につきましては、特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例別表第1に定めます現行の報酬額としております。

次に、(3)、手当に関する報酬に関しましては、第5条、第6条、第7条関係になりますが、時間外勤務報酬、休日勤務割り増し報酬、夜間勤務割り増し報酬について一般職の支給基準を踏まえて支給することを定めております。

(4)、期末手当につきましては、第8条関係となりますが、今まで賃金雇用者に対しましては支給されておりましたが、今後は任用期間が六月以上の第1号会計年度任用職員に対しても支給されることとなり、一般職の支給基準を踏まえ定めております。

(5)、勤務1時間当たりの報酬額の算出に関する事、(6)、報酬の減額に関する事、(7)、報酬からの控除に関しましては第10条から第12条関係になりますが、それぞれ一般職の基準を踏まえて定めるものであります。

(8)、費用弁償に関しましては、第13条、第14条関係でありまして、第1号会計年度任用職員に支給することとなる通勤手当相当、旅費手当相当に係る費用弁償に関しまして一般職の例により支給することを定めるものであります。

(9)につきましては、第15条におきまして規則への委任規定を定めるものであります。

続きまして、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例につきましてご説明をいたします。まず、(1)、趣旨に関する事につきましては、第1条で定めております。

(2)、給料に関しましては、第2条から第7条関係になりますが、第2号会計年度任用職員の給与につきましては、支給可能な手当を明示するとともに、一般職との均衡を踏まえ、給料表、級別職務基準表を定めるほか、支給方法について定めております。また、語学指導助手、臨時教職員、管理栄養士の給与につきましては、任用方法等内容が特殊であるため、条例においては給料の上限額を定めるとともに、これらの範囲内で別に定めることを定めております。さらに、満60歳に達した第2号会計年度任用職員に対する給料月額については、一般職の再任用職員に準拠することを定めております。なお、別表第1で定めます給料表につきましては、一般職給料表の1級及び2級を用いることとしております。

本町職員の給料表につきましては、国家公務員給料表の行政職俸給表(一)に準じておりますが、8月7日に出示されました人事院の給与勧告におきまして官民較差を埋めるために

0.09%の報酬月額の上昇が勧告されております。したがって、これら人事院勧告を受け、今後国の給与法の改正が行われた場合、国公準拠の考え方から本町の給料表においても国に準じた改正が予想され、これら給料表の改正が行われた場合には、本条例の施行前ではありますが、別表の一部改正が必要となることも考えられますことをあらかじめご承知おきくださるようお願いを申し上げます。

続きまして、(3)、給与からの控除に関する事、(4)、給与の減額に関する事、(7)、端数処理に関する事、(8)、勤務1時間当たりの給料額の算出に関しましては、第8条、第9条、第14条、第15条関係になりますが、それぞれ一般職の基準を踏まえ定めるものであります。

(5)、通勤手当に関する事、(10)、旅費に関しましては、第10条、第17条関係でありまして、第2号会計年度任用職員に支給することとなる通勤手当、旅費に関して一般職の例により支給することを定めるものであります。

(6)、手当に関しましては、第11条、第12条、第13条関係になりますが、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当につきまして一般職の支給基準を踏まえて支給することを定めるものであります。

(9)、期末手当につきましては、第16条関係となりますが、今までも支給されておりましたが、第2号会計年度任用職員に対しましても一般職の支給基準を踏まえて定めております。ただし、勤勉手当につきましては、会計年度任用職員に対しては支給対象となっていないことから、条例においても規定はしておりません。

(11)につきましては、第18条におきまして規則への委任規定を定めるものであります。

次に、その他の関係といたしまして、(1)、施行期日につきましては、改正法の施行に合わせ令和2年4月1日としております。

また、(2)の経過措置につきましては、本条例施行日の前日において嘱託職員であった者が引き続き第2号会計年度任用職員として任用された場合については、嘱託職員であった期間についても期末手当の支給に必要な在職期間に通算する特例を定めるものであります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第4号、議案第5号の質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(吉野正剛君) 日程第11、議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(深尾 毅君) 議案第6号をご説明いたします。

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

(朗読部分記載省略)

議案別紙の各条例新旧対照表によりましてご説明を申し上げますが、今回の条例につきましては、ただいま議案第4号、議案第5号におきましてご説明申し上げましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うものでありまして、法制執務におきましては一定の事実の発生や法令の制定、改廃に伴い2つの以上の条例を改廃する必要が生じた場合には、1つの条例の本則で条立てにより関係条例の改廃を行うこととされ、題名につきましても整理に関する条例とすることとなりますことから、今回は11条例を一括して改正するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例としてご提案を申し上げます。

条例新旧対照表の第1条より順次ご説明を申し上げます。第1条、佐呂間町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、第1条の職員の定義に係る改正でありまして、常時勤務する地方公務員を常時勤務する一般職の職員に改めますが、括弧書きで地方公務員法

第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く規定を追加するものであります。このことにつきましては、会計年度任用職員につきましては非常勤職員でありますことから、定数外とするものであります。

続きまして、第2条、佐呂間町人事行政の運営等の状況に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条の趣旨中、括弧書きにより字句の定義規定を追加するもので、地方公務員法を法に置きかえる規定を加えるものであります。

また、第3条第1項の括弧書きの規定は、報告を必要としない職員の規定であります。臨時に任用された職員及び非常勤職員とされているところを括弧書きで法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く規定を追加するものであります。この規定によりまして、人事行政の運営の状況として報告をしなければならない職員に再任用短時間職員と会計年度任用職員が加わることとなります。

続きまして、第3条、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第3条に第4項として新たに1項を追加するもので、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第3条第1項に適用する場合の読みかえ規定でありまして、休職の期間について3年を超えない範囲内とあるのを地方公務員法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内とするものであります。

続きまして、第4条、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第3条の減給の効果を規定した条文中、給料について新たに括弧書きを加え、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するいわゆる第1号会計年度任用職員にあっては報酬の額とし、またそれらの額からは通勤手当に相当する費用、時間外勤務手当に相当する額、休日勤務手当に相当する額、夜間勤務手当に相当する額を除く規定を追加するものであります。

第5条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第2条第2項は同条第1項の規定に基づき派遣することができない職員を掲げた条文であります。第1号の臨時に任用される職員について新たに括弧書きを加え、常勤の再任用職員、短時間勤務の再任用職員、地方公共団体の組合の常勤の再任用職員、地方公共団体の組合の短時間勤務の再任用職員を除く規定を定め、さらに第2条第2項第2号の非常勤職員についても新たに括弧書きを加え、短時間勤務の再任用職員、地方公共団体の組合の短時間勤務の再任用職員を除く規定を定め、派遣ができる職員に加えるものであります。

また、第2条第2項第3号及び第5号につきましては、字句を整理するものであります。

続きまして、第6条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、第18条の規則で定める基準に従い任命権者が定めるとあるのを町長が規則で定めるに改めるものであります。

続きまして、第7条、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては

は、第1条の育児休業をしている期末手当が支給される職員のうち、新たに括弧書きを加え、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるいわゆる第1号会計年度任用職員を除く規定を定め、さらに第8条の育児休業をした職員が職務に復帰した場合換算できる期間及び号給の調整をすることができる職員のうち、新たに括弧書きを加え、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く規定を定めるものであります。

続きまして、第8条、特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の任用の厳格化によりまして交通指導員の業務につきましては、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務ではないため、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員としては任用できないこととなることから、今回の改正法によりまして創設されます第1号会計年度任用職員として任用することとして、報酬及び費用弁償の支給根拠を新たに制定いたします第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に規定することとなりますことから、別表第1号表、報酬額表から交通指導員の項を削除するものであります。

続きまして、第9条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第14条の5として1条を加え、臨時職員の給料の支給について規定し、さらに第14条の5の2として1条を加え、非常勤職員の給料について別に条例で定める旨を規定するものであります。

また、18条につきましても新たに1条を加え、会計年度任用職員の給料については別に条例で定める旨を規定するものであります。

続きまして、第10条、佐呂間町職員旅費支給条例の一部を改正する条例につきましては、第11条の目的中、括弧書きにより字句の定義規定を追加するもので、地方公務員法を法に置きかえる規定を加えるものであります。また、引用する地方公務員法の改正に伴い、第24条第6項を第24条第5項に改め、さらにこの条例の適用を受ける職員に括弧書きにより地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含める旨を規定するものであります。

続きまして、第11条、佐呂間町交通指導員設置条例の一部を改正する条例につきましては、第5条第2項において報酬及び費用弁償につきましては、特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例に規定しておりましたが、特別職の任用の厳格化によりまして地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員としては任用することができないことから、今回新たに制定いたします第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に根拠がある旨を規定するものであります。

いずれの条例におきましても施行期日は、令和2年4月1日となります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

昼食のため13時、午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第7号

○議長（吉野正剛君） 日程第12、議案第7号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第7号をご説明いたします。

議案第7号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

改正理由につきましてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、平成31年4月17日に公布された住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、婚姻等により氏に変更があった場合、住民票に旧氏の記載を求めることができると定められたことに伴い、旧氏を旧氏記載者に係る個人番号カードの記載事項とするなど所要の整備が行われましたが、印鑑登録及び証明については各町の条例で定められていることから、総務省からの印鑑登録証明事務処理要領の一部改正通知に基づき改正するものです。

今回の住民基本台帳法施行令の改正は、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加する中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするためのもので、住民票や運転免許証で旧氏による本人確認が可能になっても、契約等における印鑑証明書の氏が違っては混乱が生じることから旧氏を記載するものです。

新旧対照表をごらんください。改正の主な内容は、第10条、印鑑登録の抹消において第5号の氏について「氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む」を追加するもので、これまでは婚姻等で氏に変更になった場合、旧氏の印鑑登録は抹消されますが、改正後は住民票に旧氏の記載がある場合は抹消されず、氏の変更後も旧氏の印鑑登録ができることとなります。第10条以外の改正については、記述の整理となっています。

なお、印鑑登録事項、証明事項等については施行規則で定められており、登録事項は登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、男女の別、住所、非漢字圏の外国人住民については片仮名名となっていますが、今回の改正により住民票に旧氏の記載がある場合は旧氏を登録事項とするものです。ただし、住民票に旧氏を記載するには請求手続が必要であり、住民票に旧氏の記載がない場合は印鑑登録原簿にも記載されません。証明事項につきましては、氏名、生年月日、男女の別、住所、非漢字圏の外国人住民については片仮名名となっていました。登録原簿に旧氏の記載があるものは旧氏が記載されます。

さらに、今回の住基法改正によるものではありませんが、近年性同一性障がい等に配慮し、改正時には男女の別を記載しない自治体がふえていることから、本町においても今回の改正にあわせ証明事項から男女の別を削除いたします。

本条例の施行は、令和元年11月5日からとなります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 佐呂間町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（吉野正剛君） 日程第13、議案第8号 佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保育所長。

○保育所長（大谷昭文君） それでは、議案第8号をご説明いたします。

議案第8号 佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

次のページにあります別紙、佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただき、説明いたします。この佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、平成27年条例1号につきましては、平成26年内閣府令第39号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をもって基準とすることとして定められておりますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、内閣府令の題名が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に改まったことにより条例改正するものです。

改正の内容ですが、内閣府令の題名に加わった部分、棒線の部分ですが、並びに特定子ども・子育て支援施設等という文言がそのまま本町条例の題名、第1条、第2条の内容及び第2条第1項、第2条第2項、第3項の条文にそれぞれ6カ所反映追加されるものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定されますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 佐呂間町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号及び日程第15 議案第10号

○議長（吉野正剛君） 日程第14、議案第9号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について及び日程第15、議案第10号 佐呂間町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第9号、議案第10号につきましては、関連がありますので、一括でご提案させていただきます。

議案第9号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

議案第10号 佐呂間町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明いたします。初めに、議案第9号の佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございます。議案関係説明資料の資料番号7を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。国では、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律により消費税率の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることとなります。これに伴い公共料金等の取り扱いについては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、令和元年10月1日から消費税率の引き上げ分について本町の水道料金に転嫁をする料金改定をしたいとするものです。

改正内容ですが、条例にあります別表1の水道料金表について消費税率引き上げ分を上乗せして改正するものです。例としまして、一般的な家庭用1栓の料金で改正金額についてご説明いたしますが、現行料金では消費税8%を含んだ額で基本料金1,656円、超過料金278円ですので、税抜き価格は8%を差し引いた額となりますので、基本料金は1,534円、超過料金は258円となります。その税抜き価格をもとに今回の消費税率10%を加えた額が改正後の新たな料金となりますので、新料金は基本料金は1,534円掛ける100分の110、1,687円、超過料金は258円掛ける100分の110、283円となります。他の用途の料金算定表についても次のページに載せてございますので、ご照覧いただきたいと思います。

施行の期日につきましては、令和元年10月1日施行としますが、経過措置として令和元年9月分使用料の請求する10月分までは改正前の税率8%を適用した現行料金で算定し、10月分使用料の11月分請求料金の算定から改定後の料金を適用いたします。

料金の改定に伴う収入についてですが、令和元年8月現在の収入から推測した令和元年度の年間収入約1億4,900万円、その金額に税率10%に改正いたしますと、約1億5,140万円となり、約240万円程度の増収が予想されます。

次に、議案第10号の佐呂間町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、議案関係説明資料の資料番号8を参照願います。この条例改正につきましては水道料金と同じく国の消費税率改正に伴い、令和元年10月1日から消費税率引き上げ分について本町の下水道使用料に転嫁をし、料金改定をしたいとするものです。

改正内容ですが、条例にあります別表1の下水道使用料について消費税率引き上げ分を上乗せし、改正するもので、使用料金の算定方法並びに施行の期日については、さきの水道

料金と同様の考え方ですので、説明を省略させていただきます。

料金改定に伴う収入につきましては、令和元年8月現在の収入から推測した令和元年度の年間収入約5,480万円、その金額に税率10%に改正いたしますと約5,580万円となり、約100万円程度の増収が予想されます。

今回の料金改定につきましては、水道料金及び下水道使用料金とも消費税率分の変更分を転嫁しただけのこととありますので、ご理解賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第9号、議案第10号の質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

8番。

○8番（但木早苗君） 10月からの消費税率の引き上げに伴う料金改定ということで、簡易水道、公共下水道の改正説明を受けました。国は、消費税を10%上げると食料品など生活への影響があるということで、軽減税率もあわせて設定しております。まさしく食料品や日用品よりも、水というのは本当に命にかかわっていくのではないか。その水道料金の10%の転嫁というのは、やはり住民にとってみるととても大変な負担になってくるのではないかなというふうに考えます。

そこで、この10%を転嫁するのであれば、今佐呂間町も単身者や高齢単身、高齢世帯がふえていることを考えたときに、例えば基本料金の見直しだったり、低所得者への減免制度など、ここもあわせて考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 今回の改正は、消費税率のアップと申しますか、増税に伴っての改定だけであって、もともと使用料、手数料の改定のことと検討してきたその中身にまで踏み込んで検討しようとしたものではないということとまず理解していただきたいと思えます。その上で、もし使用料ですとか手数料を変えるというのであれば、ほかの施設も含めて全ての使用料検討を進めていかなければいけないのかなということでもありますし、今総合計画の審議をしている中でもそういったことが出てくるのであれば別ですけれども、そういったこともないということと、あわせて今回は消費税率のアップ分だけを乗せさせていただきますということとあります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 確かに消費税率がアップだけ、そこはわかります。しかし、国がなぜ軽減税率を設定したかという、国民への負担が全てに10%を課したときにどんな影響が及ぶのか、そこを考えて食料品や生活用品などへの軽減税率を設定したのだと思うのです。先ほども言いましたけれども、水というのは本当に毎日毎日使うものであります。まして今佐呂間町も高齢社会になって、高齢者もふえ、また単身者もふえ、低所得者なども全

て押しなべてみんなに同じにかかる税率であります。本当にここを全て水道料金に、下水道料金に転嫁するのであれば、今後そういうこともあわせて考えていく必要があるのではないかなというふうに思うのです。今副町長が総合計画にもそういう意見は出ていないというふうにおっしゃいましたけれども、でもそこは町が考えていってもいいのではないかなと思うのです。今この9月定例でこういうことが出されましたけれども、皆さんと一緒に新年度に向けてこの10%の転嫁、本当に低所得者に対してどういうふうに考えたらいいか新年度に向けて少し考えていただき、議論とかしていただきたいなというふうに思います。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 議員がおっしゃるように軽減税率という議論の中で話を始めるのであれば、これは飲み水として国がそれをするべきでありまして、ただ水道料あるいは下水道については、これは飲み水もありますけれども、生活用水としての活用もあって、結果としては国は軽減税率の対象にはしなかったというのが中身だと思います。ただ、これを飲料水だけということで商店で買う水は、購入するのであればそれは食料品ということなのでしょうけれども、今回町でやっている水道事業そのものは食料品という扱いにはならず、その他のものも含むということですから、国としては軽減税率にはしなかったというのが中身で、国がしなかった軽減税率を佐呂間町がもって飲み水にも使うから軽減と同じですよということにはなかなかならないのではないかなと。これは工業にも使っていますし、農業にも使っていますし、そういったこともあるという中身をわかっていただきたいと思えます。

それと、水道料金そのものの設定は、先ほども言いましたように平成17年、18年、そのぐらいの検討の中で行政財政の検討という中でつくってきたことで、佐呂間町の財政のためにやったのではなくて、当時から佐呂間町の水道体制として水の確保がままならない佐呂間町の状況を勘案しながら、この料金を設定してきたと。ですから、今回消費税の2%が上がった分だけを上げさせていただくと。もし今の水道行政、これから特に企業会計が導入されるときには、この水道料金では恐らく佐呂間町の水道は採算がとれないだろうというのも、これから40年前、50年前に布設した市街地の水道管から何からそういったものを布設がえをしなければいけないということになったときに、今言われている特別会計から企業会計に移行したときには町からの一般会計繰り入れはならぬと、全て企業会計の中でやりなさいというのが国の趣旨ですから、今の段階で水道料金を引き下げますという議論は全くできないというか、なじまないという状況になりますし、そのことがもう既に法改正になっていますので、数年後に迫っている状況の中では、今回消費税の2%だけの改定にさせていただいているということでもあります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 2%だけの法改正だというのはわかります。だから、そこにあわせてだったら、低所得者なりなんなり、そこへの思いを考えれば、今までになかった減免制度なども今後そういうものも必要になってくるのではないかなということを行っているの

す。今までさまざまな減免制度などは災害だったりなんだったり、そういうところでの減免制度はあるにしても、一般的な低所得者等々の減免制度というのはなかなかない、ありません。今回の消費税10%の値上げに関して、そういう住民への影響を考えたときにひとつそこも考えることのものになるのではないかなと。国のそういう政策から住民を守るというところから物を考えたときに、そういうことも必要になってくるのではないかなということでお聞きしているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 恐らく議論は僕とはかみ合っていないのかなというふうに思うのですけれども、水道料金というのは今は特別会計で佐呂間町やっております。これが先ほど言ったように法改正があつて、もう数年後には企業会計にしなければいけない。この企業会計になったときには一般会計の繰り入れができない状況ですと。水道料金の中で水道事業を賄いなさいというのが国の法律です。その中で、今の段階で消費税率を上げるというのは、これは値上げではなくて消費税率をそのままいただくということだけなので、料金が値上げというところからスタートすると、これまた議論が変わってくるのかもしれませんが、これは料金を上げたのではなくて消費税率を求めるために条例改正をするだけだということが1点と、さっき言ったようにその先に見えているのは、今の特別会計に入れていく一般会計を入れていくということではこれができなくなるというのが前提にある中で、今水道料金を下げて、3年後にそれができなくなりました、水道料金を上げるということの議論が今の段階ではできないということでもあります。ですから、幾ら生活を守るためといつても、水道事業法自体がそういう法律ですから、そこを曲げて町を水道を維持していくということにはなりませんので、その議論を今は消費税だけを上げるということでご理解していただきたいということでもあります。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 佐呂間町公共下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第16、議案第1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、議案第1号をご説明いたします。

議案第1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第2号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただき、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、臨時財政対策債、限度額、補正前9,000万円、補正後9,762万4,000円、臨時財政対策債です。起債の方法、利率、償還の方法は、説明を省略させていただきます。

次のページの事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、補正額396万2,000円、基金積立金396万2,000円、財政調整基金利子積立金92万7,000円、減災基金利子積立金33万8,000、各公共施設整備基金利子積立金53万7,000円、この3つの積立金につきましては基金の管理運用に伴う利子積立金の増額でありまして、預金利子の低利から基金からの利子収入が見込めない中、基金の一部で有利な債券を購入し、利子収入の増額を図るものであります。購入を予定する債券は、いずれも20年国債でありまして、1つ目の財政調整基金からは2億5,000万円で地方公共団体金融機構債券、予定年利0.323%、また1億円で同じく地方公共団体金融機構債券、予定年利0.219%、また1億円で国際協力機構債権、これはJICAが発行する社会貢献債でありまして、予定年利が0.333%、合計で4億5,000万円の国債を購入するものです。次の減災基金からは2億円で国際協力機構債券、予定金利0.333%を購入いたします。次の各公共施設整備基金からは1億5,000万円で地方公共団体金融機構債券、予定利率0.323%、1億円で同じく地方公共団体金融機構債券、予定利率0.219%を購入するものです。この3基金による国債購入の合計は9億円でありまして、平成29年度に購入いたしました財政調整基金の5億円と合わせ、国債債券による基金管理額は総額

で14億円となるものであります。次に、福祉事業基金積立金216万円、これにつきましては町民の方からの4件の寄附金を寄附者の意向により福祉事業基金に積み立てるものです。

8目地方振興費、補正額10万円、その他地域振興に要する経費10万円、北海道鉄道利用促進環境整備石北線支援負担金でありまして、JR北海道に対する道と沿線市町村による本年度の支援金であります。北海道が決定した支援額2億円のうち、7割の1億4,000万円が道の負担、3割に当たる6,000万円が沿線市町村の負担で、そのうち石北本線に係る負担額は1,320万円でありまして、上川、オホーツク圏の両沿線市町村で負担を行うとするものですが、オホーツク圏市町村分については、管内の全15市町村で負担することで決定されましたので、本町につきましても駅はございませんが、一定の利用のある市町村として10万円を負担するものです。

13目自治振興費、補正額122万8,000円、コミセン運営に要する経費122万8,000円、修繕料でありまして、若佐コミセン及び浜佐呂間活性化センターの非常誘導灯の取りかえ、また若佐コミセンホール及び栄地区活性化センターの排煙装置の故障修繕による増額であります。いずれも消防用設備等の点検により指摘を受けたもので、利用者の安全を図るため早急に実施するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額157万5,000円、身障者・高齢者住宅等整備に要する経費20万円、次のページです。高齢者等住宅設備改造費補助金です。障害者総合支援に要する経費137万5,000円、国庫負担金等返還金でありまして、平成30年度に交付を受けた障害者自立支援給付費等の国庫及び道費負担金の精算により生じた返還金であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額104万円、へき地保育所の運営に要する経費104万円、給食賄費46万1,000円、これにつきましては去る8月23日の全員協議会でご説明いたしました幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の無償化にあわせ、これまで各世帯で負担していただいていたへき地保育所のおやつ代を10月からは常設保育所同様公費で賄うため必要額を計上するものであります。子どものための教育・保育給付費補助金返還金57万9,000円、これにつきましてはへき地保育所に係る子どものための教育・保育給付費補助金返還金でありまして、平成30年度に国費及び道費ともに概算額にて交付を受けておりましたが、本年度に入り実績報告を行う際に補助対象経費の減額変更があり、精算により返還金が生じたものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額3万6,000円、遠軽地域訪問看護ステーションに要する経費3万6,000円、遠軽地域訪問看護ステーション交通費です。

2目母子保健費、補正額1万8,000円、母子保健・妊婦健診に要する経費1万8,000円、次のページです。新生児聴覚検査費助成負担金です。

5目予防費、補正額140万7,000円、予防接種に要する経費140万7,000円、

請求事務手数料3万円、予防接種委託料137万7,000円、これにつきましては風疹の感染拡大防止のため、国が抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、3年間で公的に予防接種を行うとしたものでありまして、この抗体検査に係る委託料と抗体検査結果による麻疹風疹混合ワクチンの接種に係る費用を計上するものであります。本町では対象者が525名でありまして、うち本年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの212名を対象としてクーポンを配付し、そのうち検査希望者の総定数100名分を予算計上するものであります。

2項環境衛生費、1目環境衛生費、補正額109万8,000円、一般廃棄物処理に要する経費109万8,000円、修繕料でありまして、知来一般廃棄物処理場の浸出液処理施設において現在2基ある調整槽攪拌機のうちの1基と同じく2基ある接触曝気ブローのうち1基が故障により稼働しておらず、両方とも残りの1基に負荷をかけ稼働している状況にあることから、故障している調整槽攪拌機の交換修理と接触曝気ブローの分解修理を行うものであります。

2目墓地火葬場管理費、補正額28万1,000円、墓地・火葬場管理に要する経費28万1,000円、施設維持補修業務委託料3万2,000円、重機等借上料24万9,000円。

3目公園管理費、補正額10万6,000円、公園管理等に要する経費10万6,000円、施設維持補修業務委託料2万1,000円、次のページです。重機等借上料8万5,000円。

5款農林水産業費、2項林業費、3目町有林事業費、補正額108万3,000円、町有林整備事業に要する経費108万3,000円、町有林素材生産事業でありまして、これにつきましては本年度伐採計画をしております中園47林班3、4小班のほか3カ所の素材生産量が当初計画量を超える見込みとなり、工事費に不足を生じることから増額計上するものです。本件につきましては、予算関係資料1で資料を提出しております。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額526万円、その他商工振興に要する経費526万円、商工業活性化事業補助金でありまして、本年度町内において今後3件の店舗改修等の申請が予定され、いずれも助成限度額までの補助金となる見込みであり、予算不足が見込まれることから増額計上するものであります。本件につきましては、予算関係資料2で資料を提出しております。

2目観光費、補正額218万7,000円、観光施設の管理運営に要する経費218万7,000円、修繕料でありまして、観光施設3件の経年劣化による破損等の修繕に係る計上でありまして、まず悠林館の浄化槽の修繕で接触曝気槽の内部FRPのひび割れの修理に143万円、それからキムアネップ休憩所の木堀の破損修繕に50万円、キムアネップキャンプ場トイレの自動制御盤改修に34万円、それに今後の施設整備に係る小破修繕を見込み予算不足を増額計上するものであります。本件悠林館の浄化槽修繕につきましては、予算関係資料3で資料を提出しております。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路橋梁維持費、補正額 2 6 4 万 6, 0 0 0 円、町道維持補修及び除雪に要する経費 2 6 4 万 6, 0 0 0 円、次のページです。修繕料でありまして、ショベル 2 号の油圧ポンプ等に異常が確認され、修理を行うものでありますが、本車両は平成 3 年度に購入し、既に 2 8 年が経過していることから、降雪前の時期に修理とあわせ入念な整備を行い、除雪体制に万全を期すものであります。本件については、予算関係資料 4 で資料を提出しております。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、補正額 8 1 万 4, 0 0 0 円、小学校の管理に要する経費 8 1 万 4, 0 0 0 円、備品等購入費でありまして、浜佐呂間小学校の除雪機の購入であります。現行の除雪機が平成 5 年製で既に 2 6 年が経過し、故障により修理不能となったことから更新を行うものであります。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額 2 2 万 2, 0 0 0 円、屋外体育施設の管理に要する経費 2 2 万 2, 0 0 0 円、除草剤散布業務委託料です。

戻りまして、歳入の 4 ページからご説明いたします。歳入、1 0 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 1, 1 0 0 万円、普通交付税です。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、補正額 1 8 0 万 2, 0 0 0 円、財政調整基金利子 9 2 万 7, 0 0 0 円、減災基金利子 3 3 万 8, 0 0 0 円、各公共施設整備基金利子 5 3 万 7, 0 0 0 円、歳出で説明いたしました国債の購入による基金利子の増額計上です。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、2 目民生費寄附金、補正額 2 1 6 万円、社会福祉事業寄附金でありまして、宮前町にお住まいであった香川茂さんより離町に際し 2 0 0 万円、同じく宮前町にお住まいであった黒澤裕幸さんより離町に際し 3 万円、同じく宮前町にお住まいであった武田トキ子さんより離町に際し 3 万円、それと現在宮前町にお住まいであります小田律子さんから 1 0 万円の寄附があり、いずれも寄附者の意向により社会福祉事業寄附金として採納するものであります。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 4 7 万 7, 0 0 0 円、前年度繰越金です。

2 1 款町債、1 項町債、9 目臨時財政対策債、補正額 7 6 2 万 4, 0 0 0 円、臨時財政対策債でありまして、本年度の臨時財政対策債発行可能額が 9, 7 6 2 万 4, 0 0 0 円と決定しましたので、増額計上を行うものです。

歳出の後ろにあります地方債の現在高の見込みに関する調書補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳出、款ごとの区分、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費の順に質疑を行います。

最初に、総務費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、衛生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、商工費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、土木費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、教育費の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。地方交付税から町債までの質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第2号

○議長(吉野正剛君) 日程第17、議案第2号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第2号をご説明いたします。

議案第2号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページから説明いたします。歳出、2款下水道費、1項公共下水道費、1目施設整備費、補正額14万円、特定環境保全公共下水道事業運営に要する経費14万円、工事請負費でありまして、下水道接続のための新たな公共ます設置工事でありまして、通常は年間一、二件と計画しておりますが、ことしにつきましては3件目の設置となり、不足額について増額補正するものであります。

2目維持管理費、補正額7万5,000円、特定環境保全公共下水道施設の維持管理に要する経費7万5,000円、備品購入費でありまして、下水道管理センター設置の水質検査サンプル保存に使用する冷蔵庫故障のため、冷蔵庫購入費を追加補正するものであります。

戻りまして、歳入の4ページでございます。歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額21万5,000円、前年度繰越金であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第18、議案第3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 議案第3号をご説明いたします。

議案第3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

（朗読部分記載省略）

次のページからの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、5款諸支出金、1項返還金、2目国庫支出金等返還金、補正額1,057万5,000円、国庫支出金等返還金1,057万5,000円、国庫負担金等返還金です。今回の補正につきましては、平成30年度国庫負担金の額が決定したことによる返還金であります。

戻っていただきまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額43万円、介護給付費交付金過年度分です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,014万5,000円、前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定に係る付託案件審査のため、9月12日を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、9月12日を休会することに決定をいたしました。

◎延会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉野正剛君） 本日はこれで延会をいたします。

延会 午後 1時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員